

オンラインでの観光人材育成（アフターコロナの新たな旅行ニーズへの対応）支援業務 仕 様 書

1 業務の目的

コロナウイルス感染症拡大に伴う県内の観光関連事業者を取り巻く厳しい状況の中で、コロナ収束後には、安全・安心のニーズの高まりやデジタルプロモーションの重要性が高まるなど、外国人旅行者の志向や求められるプロモーション手法に変化が現れることが予想されます。

こうした状況を踏まえ、反転攻勢に向け、アフターコロナの新たな旅行ニーズに対応していくため、従業員が職場でも在宅でも受講できる Web を活用した研修システムを提供します。

2 契約期間

契約日から令和3年3月19日（金）まで

3 業務内容及び条件

（1） オンライン研修実施

- ・ インターネットを利用し、職場でも在宅でも受講可能なシステムを提供すること。
- ・ Web 会議ツール等を利用して、リアルタイムで講師から研修を受講する方式とすること。
- ・ 研修内容によっては、講師による一方的な講義ではなく、研修中に直接受講者から講師にチャットで質問ができるなど、受講者との対話を含めた形式とすること。また、研修中に受講者が行った質問のうち、研修時間内で回答ができなかった質問に対して、後日質問者へメールで回答するなどの対応を行うこと。
- ・ 希望する研修の受講者に対し、講師による個別相談の時間を設けること。（各講師につき4受講者以上、1受講者につき15分以上可能であること。）
- ・ 研修内容については、コロナ収束後の訪日旅行者の新たな旅行ニーズに対応するために必要な知識を身に付けるものとする。
- ・ 研修実施前に、受講予定者に対しアンケート調査を行い、受講者のニーズを把握し、その結果を踏まえた講義を行うこと。
- ・ 研修実施後に、受講者に対してアンケート調査を行い、研修の感想等を聞き取ること。

（2） 受講管理用特設 WEB ページ運用等

- ・ WEB 上に申込受付フォームを含む特設ページを作成し、受講希望者からの受付を行うこと。
- ・ 契約期間内は、（1）のオンライン研修について、後日希望者が特設ページ上で研修の動画を視聴できるようにすること。
- ・ 受講可否について、委託者の判断を求め、受講可と判断されたもの限り、受託者から受講用の ID、パスワード等を発行すること。
- ・ 委託者が受講不可と判断した受講希望者について、受託者から受講希望者へ通知すること。

4 提案内容

(1) オンライン研修実施

- ・コロナ収束後の訪日旅行者の新たな旅行ニーズに対応するために必要となる知識を身に付けられるよう、効果的な研修内容を提案すること。
- ・選定した講師やその講義内容など、その研修が効果的と考える根拠を具体的に説明すること。
- ・国別の旅行ニーズ等に関する研修を行う場合は、以下の市場に配慮すること。
中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレーシア、ベトナム、フランス
- ・受講可能な研修の講座数は概ね6講座以上（1講座あたり90分程度）とすること。
- ・リアルタイムで受講できる人数は、500名以上とすること。

(2) 受講管理用特設WEBページ運用等

- ・受講希望者がWEB上で受講及び受講に関連する手続き等を円滑にできる方法を提案すること。
- ・本研修を県内観光事業者にも周知・受講促進するための方法を提案すること。

5 報告書の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績に係る報告書1部を提出すること。

(1) 報告書記載事項

- ア 各受講者の受講実績（受講講座数等）
- イ その他、監督職員が指示したもの

(2) 納品期限 令和3年3月19日（金）

(3) 提出先 三重県雇用経済部観光局海外誘客課

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

7 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とします。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとします。

8 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとします。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとします。

(3) 再委託

契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。

(4) 留意事項

ア 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

（ア）断固として不当介入を拒否すること。

（イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

（ウ）委託者に報告すること。

（エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

イ 受託者がアの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

ウ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

以 上